

週休3日制、時差出勤、テレワークの導入を検討している事業場に対する適切な労務管理等について説明を行っている。さらに、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において、職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供を行うとともに、メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関する相談窓口を設置しており、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、電話やSNSによる相談体制の拡充を図っている。

(適切な労災補償)

医療従事者など働く方々の安心感につながり、労災保険がセーフティネットの役割を果たすべく、新型コロナウイルス感染症が労災保険給付の対象となる取扱いを明示し、業務に起因して感染したものと認められる場合は、適切な労災補償を実施している。

なお、感染された方々が確実に補償されるよう、都道府県労働局から事業主を通じて労災請求の勧奨を実施している。

2 ▶ 労働者等の健康管理

(トラック運転者の健康管理)

新型コロナウイルス感染症への対応については、始業点呼時における健康状態の把握や、マスク着用や手洗い励行等の感染予防策を徹底するよう、国土交通省から業界団体を通じて全国のトラック運送事業者に要請を行っている。また、改正貨物自動車運送事業法に基づき、標準的な運賃の浸透等を図るとともに、「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」に基づき、「ホワイト物流」推進運動など物流の効率化、取引環境の適正化等を推進することにより、トラック運転者の待遇改善や労働時間短縮に向けた取組を支援している。

加えて、「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」において、広く国民、荷主、トラック運送事業者に対して、貨物を運送するトラック運転者の長時間労働の現状や、その改善に向けた取組・施策などを周知し、トラック運転者の労働時間短縮に向けた荷主とトラック運送事業者の取組を支援している。

(医療従事者の健康管理)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大時においても、全ての国民が安全で質の高い医療サービスが受けられるよう、医療現場では、医療従事者等の健康を維持することが重要である。このため、医療機関の管理者が、医療従事者等に対して健康管理を実施できるよう、その手法等について周知するとともに、医療機関を対象とした院内感染対策講習会を実施し、新型コロナウイルス感染症に係る院内感染対策の最新の知見を周知するなどして、感染防止策の徹底及び医療従事者の適切な労働環境の確保に努めている。

(介護従事者の健康管理)

介護サービスは、要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、新型コロナウイルス感染症の蔓延下等であっても、適切な感染防止対策を行った上でのサービス継続が求められる。また、特に介護職員は、基礎教育課程において感染予防のための標準予防策を必ずしも学習しておらず、感染対策に関する不安や疑問を抱えて業務に当たっており、その他の職員も含め、精神的にも多大な負荷を負っている。そのため、介護現場における感染症対応力を底上げしつつ、継続的なサービス提供が可能となるよう、介護施設等の職員のた

めのサポートガイドの作成を進めるとともに、こころの相談事業や、介護事業所に対する感染防止対策のための相談・支援事業を実施する。

（保育所等の職員の健康管理）

保育所等の職員は、感染予防のための標準予防策を必ずしも習得しておらず、感染対策に関する不安や疑問等を抱えて業務に当たっており、精神的にも多大な負荷を負っている。そのため、保育所等における感染症対応力を底上げしつつ、継続的なサービス提供が可能となるよう、保育所等の職員への感染症対策研修受講、職員が適切に相談できる感染対策相談窓口の設置、感染症専門家等による相談支援を実施している。

（国家公務員の健康管理）

「こころの健康相談室」において、職員やその家族等から心の悩み等に関する相談に医師や保健師が応ずることで、職員の心の不調に対して早期に対応しているところである。

また、「新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた職場における対応について」を人事院から各府省へ発出し、疲労の蓄積（易感染性）につながることから長時間の超過勤務を避けること、あわせて、適切な勤務時間管理や超過勤務の抑制にも留意する旨、周知している。

（地方公務員の健康管理）

各地方公共団体においては、保健師、消防職員、医療関係に従事する職員等が精神的な緊張を伴う職務の中で心身の負担が過度となりメンタルヘルス不調をきたすことが懸念されること等から、各共済組合が実施している相談事業や、（一財）地方公務員安全衛生推進協会によるメンタルヘルス対策サポート推進事業の有効活用等について、総務省から各都道府県等に周知を行っている。

（教職員の健康管理）

臨時休業の措置が取られた学校において、健康確保措置の徹底や、在宅勤務や時差出勤等の教職員自身の健康にも配慮した勤務形態の工夫などがなされるよう周知を行った。また、学校における衛生管理に関する取組の参考となるよう、教職員の感染症対策も含めた内容を「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」として、令和2年5月22日に公表した（その後随時改訂）。さらに、教職員の負担軽減にも資するよう、令和2年度第1次補正予算や第2次補正予算において、教員加配、学習指導員、スクール・サポート・スタッフの追加配置に必要な経費を計上するなど、人的体制の整備を図っている。

また、ストレスチェックなどの労働安全衛生管理の一層の充実や相談体制の充実等の教職員のメンタルヘルス対策について、通知を発出し、各教育委員会に対して取組を促した。

（警察職員の健康管理）

警察においては、職務上、新型コロナウイルスに感染している又はその疑いのある者と接するストレス等に起因する様々なメンタルヘルス上の問題が危惧されることから、警察庁から都道府県警察に対し、職員からの相談対応等に従事する健康管理担当者向けの執務資料を発出するなど、新型コロナウイルス感染症に関連するメンタルヘルス対策に万全を期するよう努めている。